

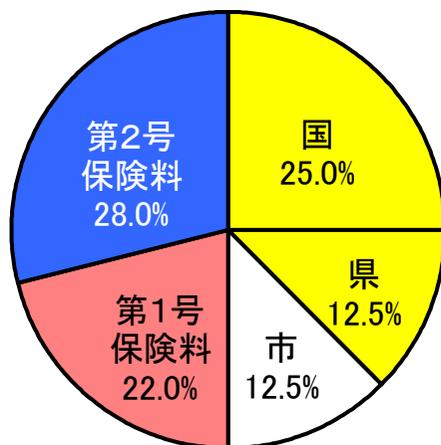
第6期介護保険料の見通しについて

I. 介護保険料決定への基本的考え方、ポイント等

1. 介護保険料（第1号被保険者保険料）決定の仕組み

- 原則として介護給付費の22%の額が保険料としての必要額となる。（第5期では21%）
- この必要額に保険料収納額を加味した上で、第1号被保険者数で割った額が保険料基準額となり、個人毎の保険料は基準額をベースに所得に応じて決める。
- 保険料については、計画期間中（3年間）は変更しない。

保険給付費に係る財源内訳



- 保険給付費のうち、50%の公費負担（国・県・市）は5期と変わらないが、第1号被保険者負担割合が、21%⇒22%、第2号被保険者負担割合が29%⇒28%に変更される。これは、人口の構成割合が変わったことに対応したもので、高齢者により多くの負担を求めたものではない。

2. 介護給付費の見通し

(1) 高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加

	第4期計画期間	第5期計画期間	第6期計画期間	5期－4期		6期－5期	
				増加数	増加率	増加数	増加率
第1号被保険者数	65,617人	71,154人	76,751人	5,537人	108.4%	5,597人	107.9%
要介護認定者数	11,851人	13,677人	15,366人	1,826人	115.4%	1,689人	112.3%

※各計画期間中の3年間の平均人数（10月数値による）。第6期は見込み数。

※要介護認定者数は第1号被保険者にかかる数。

(2) 介護報酬の改定

平成27年度介護報酬改定については、国より平成27年1月に答申の予定。

(3) 保険給付費の見込

以上の点を踏まえて、施設整備量等を考慮し推計した現時点での第6期計画期間中の保険給付費見込額は次のとおり。

	第4期計画期間	第5期計画期間	第6期計画期間	5期－4期		6期－5期	
				増加数	増加率	増加数	増加率
保険給付費	55,369百万円	63,089百万円	71,921百万円	7,720百万円	113.9%	8,832百万円	114.0%

※第5期、第6期は見込額。

○保険料段階設定についての基準（法施行令等）

世帯全員が市民税非課税			市民税課税の人がいる世帯							
			本人が市民税非課税			本人が市民税課税				
0.5			0.75	0.75	0.9	1	1.2	1.3	1.5	1.7
老齢福祉年金受給者 生活保護受給者及び 年金収入等が 80万円以下の方			年金収入等が 80万円～120万 円	年金収入等が 120万円を超え る方	年金収入等が 80万円以下	年金収入等が 80万円を超え る方	合計所得金額が 120万円未満	合計所得金額が 120万円～190 万円	合計所得金額が 190万円～290 万円	合計所得金額が 290万円以上
1段階			2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階	9段階
			境界所得120万円			境界所得190万円		境界所得290万円		

○第5期（H24～26年度）の久留米市の保険料段階区分

世帯全員が市民税非課税				市民税課税の人がいる世帯										
				本人が市民税非課税				本人が市民税課税						
0.5		0.5		0.65	0.75	0.88	1	1.13	1.25	1.5	1.6	1.7	1.85	2
老齢福祉年金受給者 生活保護受給者		年金収入等が 80万円以下の方		年金収入等が 80万円～120万円	年金収入等が 120万円を超える方	年金収入等が 80万円以下	年金収入等が 80万円を超える方	合計所得金額が 125万円未満	合計所得金額が 125万円～200万円	合計所得金額が 200万円～300万円	合計所得金額が 300万円～400万円	合計所得金額が 400万円～500万円	合計所得金額が 500万円～600万円	合計所得金額が 600万円以上
1段階	2段階	3段階(特例割合)		3段階	4段階(特例割合)	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階	9段階	10段階	11段階	

3. 第6期の介護保険料と段階設定のポイント

(1) 第6期介護保険料段階設定等に関する国の考え方

保険給付費の増加に伴い保険料負担も増加している中、安定的な制度運営のため、それぞれの被保険者の負担能力に応じた保険料賦課が必要との見地から、介護保険法施行令等の改正が行われた。

- ① 所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、また、多くの自治体で特例第3・特例第4段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を、現行の6段階から9段階に見直す。
- ② 引き続き保険者の判断による弾力化を可能とする。
- ③ 世帯非課税（第1～3段階）については、新たに公費による軽減の仕組みを導入し、更なる負担軽減を図る。
（消費税増税先送りを受け、第6期期間中に段階的に実施される予定）

(2) 本市における第6期介護保険料段階設定等について

① 保険料段階設定について

現在の第5期の段階設定をベースに、低所得者への配慮を行いつつ、これまで以上に被保険者の負担能力に応じた設定としたい。

② 介護給付費準備基金について（H26末残高見込：約12億2千万円）

第5期での取り崩しが不要となることが見込まれるため、必要最小限を残して取り崩し、第6期の保険料上昇抑制に活用したい。

③ 第1号被保険者にかかる保険料基準額について

介護報酬改定について未反映などの要素があるため、確定ではないが、月額で約5,800円程度となる見込み。

Ⅱ. 第6期における保険料段階設定（案）

		第5期計画期間(H24~26)					第6期計画期間(案)(H27~29)					増減(月額) 6期-5期		
		対象者		負担割合	保険料額		対象者		負担割合	年度	保険料額			
					年額	月額換算					年額		月額換算	
所得段階区分	第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.50	32,688円	2,724円	(新)第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.50 (×0.45)	H27・28	31,320円	2,610円	-114円	
	第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.50	32,688円	2,724円		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	(×0.30)	H29	20,880円	1,740円	-984円	
	第3段階の特例割合		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.65	42,495円	3,542円	(新)第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.65 (×0.50)	H27・28	45,240円	3,770円	228円	
			第3段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	×0.75	49,032円		4,086円	(新)第3段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	×0.75 (×0.70)	H27・28	52,200円	4,350円
											H29	48,720円	4,060円	-26円
	第4段階の特例割合		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.88	57,531円	4,795円	(新)第4段階	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.88		61,248円	5,104円	309円	
	第4段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額	65,376円	5,448円	(新)第5段階	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額		69,600円	5,800円	352円	
	第5段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の人	×1.13	73,875円	6,157円	(新)第6段階	市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の人	×1.13		78,648円	6,554円	397円	
	第6段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円以上200万円未満の人	×1.25	81,720円	6,810円	(新)第7段階	市民税本人課税の方で合計所得金額125万円以上200万円未満の人	×1.25		87,000円	7,250円	440円	
	第7段階		市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の人	×1.50	98,064円	8,172円	(新)第8段階	市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の人	×1.50		104,400円	8,700円	528円	
	第8段階		市民税本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満の人	×1.60	104,602円	8,717円	(新)第9段階	市民税本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満の人	×1.60		111,360円	9,280円	563円	
第9段階	市民税本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満の人	×1.70	111,140円	9,262円	(新)第10段階	市民税本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満の人	×1.70		118,320円	9,860円	598円			
第10段階	市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満の人	×1.85	120,946円	10,079円	(新)第11段階	市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満の人	×1.85		128,760円	10,730円	651円			
第11段階	市民税本人課税で、合計所得金額600万円以上の人	×2.00	130,752円	10,896円	(新)第12段階	市民税本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満の人	×2.00		139,200円	11,600円	704円			
					(新)第13段階	市民税本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満の人	×2.15		149,640円	12,470円	1,574円			
					(新)第14段階	市民税本人課税で、合計所得金額800万円以上の人	×2.30		160,080円	13,340円	2,444円			